

静岡市国土調査法に基づく成果等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき市が実施した地籍調査及び国土調査法第19条第5項の規定による指定を受けた地図及び簿冊に係る成果及び関係資料（以下これらを「成果等」という。）の閲覧等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、世界測地系の数値法による成果等について適用する。

(成果等の閲覧)

第3条 閲覧に供する成果等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地図一覧図
- (2) 地図
- (3) 簿冊
- (4) 座標面積計算書
- (5) 基準点網図
- (6) 基準点成果資料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該各号に類する成果等

2 成果等の閲覧場所は、静岡市建設局土木部建設政策課とする。

(写しの交付申請)

第4条 前条第1項各号に掲げる成果等の写しの交付を申請する者は、国土調査法に基づく成果等の交付申請書（別記様式）に必要事項を記入して市長に提出するものとする。

2 成果等の写しの交付を受ける者は、静岡市情報公開条例施行規則（平成15年静岡市規則第3号）第17条に定める額を、所管窓口にて納付しなければならない。

3 地籍調査に係る成果等の写しの交付を申請する場合は、当該調査に基づく土地の表示に関する登記がされるまでにあつては、申請箇所の土地所有者であること、申請箇所の土地所有者の同意又土地家屋調査士であることを証する書類を添付しなければならない。

4 前項の添付書類は、その写しを控えた上で、原本を還付することができる。

5 第3項に規定する場合において、写しの交付を受ける者は、交付時に本人確認書類を提示するものとする。

(証明書の交付申請)

第5条 成果等（地籍調査にあつては、当該調査に基づく土地の表示に関する登記がされたも

のに限る。)について、証明書の交付を申請する者は、国土調査法に基づく成果等の交付申請書(別記様式)に必要事項を記入して市長に提出するものとする。

2 成果等の証明書の交付を受ける者は、証明手数料として300円を所管窓口にて納付しなければならない。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。